

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十九年六月二十九日認可した。

平成二十九年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

嵐山中部土地改良区

二 事務所所在地

嵐山町